

田辺市三栖コミュニティセンター使用許可申請書

令和 年 月 日

田辺市三栖公民館長 あて

申請者 住 所 _____
氏 名 _____
電 話 _____

田辺市公民館等管理運営規則、使用の心得を厳守しますので、下記のとおり使用を許可して下さるよう申請します。

記

使用日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分 から 年 月 日 () 午前・午後 時 分 まで
使用団体名	
使用目的	
使用人数	計 名
使用施設	1階 大集会室 2階 調理実習室 和室 研修室
*使用責任者	氏名 電話() -
使用備品等	【事務所保管】ワイヤレスアンプ・マイク・卓球ネット・コードリール 【市役所から貸出(要確認)】ポケットWi-Fi
備考	

*の使用責任者は、使用時に立ち会う者であること。申請者と同一の場合は空欄のまま結構です。また、飲食は条件付きで特別に許可する以外は禁止しています。

使用に当たっては以下を熟読して下さい

田辺市三栖コミュニティセンターの使用にあたって(管理運営規則及び使用の心得)

この施設は、社会教育及び地域住民の交流の場として、広く無料で使用いただく施設です。お互いが気持ちよく使用するために、是非とも守っていただきたいルールがあります。次の各事項を必ず守ってください。

- 1、公序良俗に反するおそれがある・**暴力団等の利益になる使用**はできません。直接的に該当しなくとも二次的に関連する場合も同様です。**また、使用許可後に上記条項に違反することが判明した場合は、その使用を取り消します。**その他、特殊な利用を行いたい場合は個別に相談ください
- 2、館内での飲食は原則として禁止です。飲み物は清掃の徹底を条件に認める場合もありますが、その他の場合は申請時に確認してください。また、容器、残物等のゴミは必ず持ち帰りください。
- 3、湯沸かし室(食器も含む)を使用する場合は事前に申し出てください。使用後は後片付けと火の元の確認をしてください。なお、調理実習室は本来の目的(料理実習)以外には使用できません。
- 4、建物・備品・器具・用具等を汚損・破損した場合は些細なことでも必ず申し出て係員の指示に従ってください。原則として汚損、破損した場合は弁償・修理していただきます。また汚損・破損のおそれのある器具・用具等の使用はできません。
- 5、持参の使用の器具・用具等はその都度持ち帰り下さい。保管は一切できません。
- 6、使用前には係員にその旨を伝えてください。
- 7、使用許可を得ている内容以外での使用はできません。子供連れの場合は特に注意してください。
- 8、他の使用者に迷惑のかかる行為(騒音・妨害・示威等)はしないでください。
- 9、使用時間は守って下さい。やむを得ず時間延長になる場合は係員に申し出て下さい。
- 10、下履きは下足棚へ、スリッパは上履き棚へ整えておくようにして下さい。
- 11、エレベーターは身体が不自由な方に使用していただく設備です。できるだけ階段を利用してください。
- 12、コミュニティセンター全館禁煙です。喫煙は必ず喫煙場所(敷地外)でし、吸い殻の火は確実に消し、吸い殻入れ容器に入れて下さい。
- 13、ゴミは各自持ち帰りください。
- 14、使用後は必ず掃除をしてください。備品(食器・用具等)を使用した場合は洗浄し元の場所に片付けてください。
- 15、使用後は『使用日誌』を記入し係員へ提出してください。
- 16、使用を中止・変更する場合は早めに連絡して下さい。
- 17、使用許可を得ていても、災害・公的事業・公民館事業等で使用ができなくなる場合もありますのでご承知おきください。
- 18、館の管理・維持のため係員が使用中の使用施設・使用状況を巡回することがあります。
- 19、申請者・使用責任者は(管理運営規則及び使用の心得)を使用者一人ひとりに徹底してください。
- 20、[開館日について] [閉館日について] [貸館時間について]
[開館日について] ・月曜日～金曜日
[閉館日について] ・祝日・12月28日～1月4日
[貸館時間について] ・昼間 午前9時00分～午後5時15分
・夜間 午後6時30分～午後9時30分
- 21、使用許可申請書及び使用責任者(使用時に常時立ち会う者)は成人とします。
- 22、上記の各事項について守れない場合や違反があれば、以後の使用許可ができませんのでご注意ください。